

名証自規G第6号  
平成30年3月16日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 中村 秀昭

フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴うT D n e t の公開項目の追加について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日より上場会社による公平な情報開示に係るルール（以下「フェア・ディスクロージャー・ルール」といいます。）が施行されることに伴い、下記のとおり、T D n e t の公開項目を追加いたしますのでお知らせします。

敬具

記

#### 【T D n e t の公開項目の追加】

フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴い、T D n e t の公開項目として、新たに「フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく公表」を追加します。当該公開項目は、役員等が取引関係者に意図せず「重要情報」（改正金融商品取引法第27条の36第1項）を伝達し、フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく公表をT D n e t により行う場合に使用してください。

#### 【その他（コーポレート・ガバナンスに関する報告書の更新）】

フェア・ディスクロージャー・ルールの導入にあたり、ディスクロージャーポリシーの新設・改定等を行う場合には、下表のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を更新する必要が生じることがあります。なお、更新後の当該報告書の提出時期については、本年4月1日以後最初に到来する定時株主総会の日後で差し支えないものとします。

内容	更新の要否を確認すべき箇所
ディスクロージャー・ルールの新設	「III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. I Rに関する活動状況 a. ディスクロージャーポリシーの作成・公表」のチェック欄
ディスクロージャー・ルールの改定	上記「a. ディスクロージャーポリシーの作成・公表」の補足説明
適時開示体制の見直し	「V その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 適時開示体制の概要」の内容

以上

#### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）  
電話：052-262-3174 電子メール：[jisyukisei@nse.or.jp](mailto:jisyukisei@nse.or.jp)